

## 用語の解説

### 居住期間

「居住期間」とは、その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」、居住期間「不詳」に区分しています。

なお、現在の場所に住み始めてから、転勤、旅行などのため3か月以上にわたる不在期間がある場合は、その不在期間の後、現在の場所に戻ってきてからの期間が居住期間となります。

### 5年前の常住地

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前にふだん居住（常住）していた市区町村をいいます。

平成27年調査では、22年10月1日（前回調査時）に常住していた市区町村について調査し、5年前から調査時までの当該地域への転入状況を、以下の区分などで表章しています。

また、5年前には当該地域に常住していたが、転出し、平成27年調査時には他の地域に常住していた人は、「5年前の常住者」として、当該地域の結果表に表章しています。

なお、平成12年以前の調査では5歳以上の人のみ集計していましたが、22年及び27年調査では、5歳未満の人についても、出生後に常住していた場所を調査し、集計しています。

区分	内容
総数（常住者）	調査時に当該地域に常住している者
現住所	常住者のうち、5年前の常住地が調査時の常住地と同じ者
国内	常住者のうち、5年前の常住地が現住所以外の日本国内の者
自市区町村内	常住者のうち、5年前の常住地が同じ市区町村内の他の場所の者（21大都市の場合は、同じ区内の他の場所の者）
自市内他区	21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者 例）調査時の常住地が横浜市瀬谷区、5年前の常住地が横浜市中区の場合
県内他市区町村	常住者のうち、5年前の常住地が同じ都道府県内の他市区町村の者 例）調査時の常住地が横浜市瀬谷区、5年前の常住地が川崎市川崎区の場合
他県	常住者のうち、5年前の常住地が他の都道府県の者
国外	常住者のうち、5年前の常住地が外国の者
5年前の常住市区町村「不詳」	常住者のうち、5年前の常住地が他の市区町村であるが、市区町村名が不明の者
移動状況「不詳」	常住者のうち、5年前の常住地が不明の者
総数 （5年前の常住者）	5年前に当該地域に常住していた者
うち自市内他区	21大都市の5年前の常住者のうち、調査時の常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者
うち県内他市区町村	5年前の常住者のうち、調査時の常住地が同じ都道府県内の他市区町村の者
うち他県	5年前の常住者のうち、調査時の常住地が他の都道府県の者
転入	調査時は当該地域に常住しているが、5年前は当該地域以外に常住していた者
転出	5年前は当該地域に常住していたが、調査時は当該地域以外に常住している者

（注） 21大都市とは、東京都特別区部及び政令指定都市をいいます。